

熊本地方裁判所委員会（第41回）議事概要

日時 令和2年9月30日（水）午後1時30分～午後3時30分

場所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

出席者

（委員）大石雄一，岡 克則，乙部竜夫，金澤裕子，倉田賀世，小出史，白石純一郎，高橋 毅，中山貴博，松井英隆，松藤和博，武藤美菜，森本健二，吉田 均，若松敬昭（五十音順，敬称略）

（説明者）佐藤民事第2部部総括判事，井上民事首席書記官，田中刑事首席書記官，福島総務課長，松本総務課課長補佐

（事務担当者）請園事務局長，坂口事務局次長，福島総務課長，松本総務課課長補佐

議事要領

第1 開会

第2 所長挨拶

第3 新任委員紹介

第4 議事

1 熊本地裁におけるこれまでの対応について，総務課長，総務課課長補佐，民事首席書記官及び刑事首席書記官から説明した後，感染症対策を施した法廷設備の見学を行った。

2 意見交換及び質疑応答

【●＝委員長，○＝委員，■＝説明者】

○ 2点お伺いしたいのですが，まず1点目として裁判員裁判におけるコロナ対策に気を配られているとのことですが，コロナに感染するリスクを1

00%なくすことはできないので、そのようなリスクがあることを理由に、裁判員を辞退することが可能か、また、実際にそのような方がいらっしまったのかを伺いたいと思います。2点目として、裁判所では、機密情報を扱っていらっしゃるということで難しい点もあると思いますが、今回の緊急事態宣言を受けて、今後、テレワークの活用等については、どのようにお考えなのかお聞かせください。

- コロナに感染するリスクがあることを理由に、実際に辞退の申し出をされた方がいらっしゃるのかという点については、候補者の方のプライバシーに関わる問題ですので、回答を差し控えさせていただきます。辞退の理由になるのかという点については、感染リスクについては辞退理由として法律で明示しているものではありませんし、各裁判体の判断にはなりますが、本人の心理的な負担や実際の感染状況なども考慮して、検討させていただくということになると思います。

- テレワークの活用についての質問ですが、今回の緊急事態宣言下においては、(裁判官以外の職員は)事件記録等を持ち帰らなくても可能な仕事を在宅勤務で行いました。例えば裁判員裁判など、十分なコロナ対策を講じた上で優先処理すべき手続について、現行の事務処理要領にしかるべき修正を加える作業などです。緊急事態宣言解除後には、在宅勤務の成果をアウトプットさせ、スムーズな事務処理に繋げることができました。今後、更に在宅勤務としてできることがないか、知恵を絞っているところでは。

- 2点質問をしたいと思います。感染防止対策として、傍聴席の間隔を空けて大体4割弱に減らされているようですが、傍聴希望者が多い場合の救済措置というのは何か設けられているのでしょうか。それから、図書館など公共機関では感染者が判明した際の追跡のために来庁者の住所や氏名を書かせているのですが、難しいとは思いますが、傍聴者の身元の確認

などそのようなことはやられているのでしょうか。やられていないとすれば、そのようなことがあった場合どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

- 1点目の傍聴を希望する方が多い場合に、どのように対処しているのかという点ですが、救済措置というものではありませんが、傍聴希望者が多い事件では、一人でも多くの傍聴ができるよう、申請がある場合に確保している司法記者席に事前に空きが出るのが判明した場合は、空いた分の席を利用して、一人でも多くの傍聴ができるよう傍聴席のレイアウトを工夫しています。
- 2点目の感染が判明した場合の追跡に備えて来庁した方に住所や氏名を書いていただくかどうかという点については、今のところそのような対応はしておりません。そのため、感染者が出た場合、どのように追跡するのかという点は、裁判所のウェブサイトなど何らかの方法によりお知らせする形になるかとは思っています。
- 追跡のために来庁者を把握するという点は、対応が難しく、むしろクラスターなどを発生させないためにどうするかという対策を中心に考えているところです。
- 警察署でクラスターが発生して、署員が皆お休みされていたときに他の警察署から応援が来たというような話を聞きました。もし、熊本地方裁判所でそのようなことになった場合、業務は止まってしまうのか、それともどこからか応援が来て業務を継続するということが可能なのでしょうか。
- 熊本地裁本庁は執務室も細分化されておりますので、職員全員が自宅待機になる可能性は低いのではないかと考えております。とはいえ、例えば、刑事部で令状を扱う係が全員自宅待機となった場合にどうするかという点、民事部など他の部署から応援して対応をしていくことになるかと思えます。ただ、万が一、全職員が自宅待機という事態になった場合は、他の裁

判所からの応援もあり得るのではないかと考えています。

- 管内の裁判所も含めて、そのような対応を執っていくことになると思います。
- 私の所属する事業所では、濃厚接触者をいかにして出さないかというところに知恵を絞っています。裁判所において緊急事態宣言時の出勤率を3割とした点は、取り組み的に進んでいるなど感じましたが、裁判所の法廷以外の部屋における密の状況はいかがでしょうか。私共の職場は非常に前近代的で、人が密集して手作業を行うことが多い時間帯があるので、裁判所の仕事の中で、密になるケースがあり、そこでこのような配慮をしているというところがありましたら、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。
- 職員にはマスクの着用を徹底しております。一番密集すると思われる場所は、執務室よりも、弁論準備手続期日という裁判の期日において、裁判官、書記官、当事者の皆様が集まる場所ですので、準備手続室の机には飛沫防止のビニールの衝立を立てて感染防止策を執っております。執務室においては、机と机が接していても、座席は1メートル程度離れますので、一定の距離は確保できていると考えております。それで十分かと言われれば、御指摘のとおり、更に検討しなければならない点はあると思います。
- 法廷はまだ広いですが、非公開の手続である弁論準備手続や調停手続などを行うに際しては、毎日部屋の空き状況を見渡し、なるべく広い調停室等を活用することとしております。事件によっては、大きな会議室を使うといった対策も執っており、少しでも密にならないように配慮しております。
- 私の所属する組織においても、在宅勤務の推進を図っており、在宅勤務で実感できた効果として、通勤時間の削減による時間の有効活用であるとか、計画的、集中的に業務を取り組めたことによる能力の向上があったと

の意見が挙がっています。その一方、課題といたしまして、自宅においても職場と同じように作業ができるICT化の整備の必要性があるのではないかという意見があります。どうしても、現在の在宅勤務の環境では機密性の高い業務ができないために、知識、理論の習得やマニュアルの整備などの業務が主となっているところでもあります。そこで、機密性の高い業務を取り扱えるようなパソコン端末の導入を検討しているところです。裁判所においては、在宅勤務をされてきたところで見えてきた課題や、再度、リスクレベルが上がることが予測される中で、今後の在宅勤務に関する対応についてお聞かせいただけたらと思います。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、本格的な在宅勤務を始めたのが人事異動期と重なる4月頃でしたので、同じように事務処理方法の確認であるとか、新しく配置された部署で必要な知識の習得などを在宅勤務の中で励んだことで、出勤した際の公務の効率化や事務処理の問題点をあぶり出すことができたことが非常によかったという声を聞いています。しかし、在宅勤務が長く続いた場合には在宅勤務のあり方についての更なる検討が必要かと思えます。この点をどうするかについては、まだ見えていないというのが現状です。セキュリティ対策の施された自宅のパソコンを用いて、政策案件等を起案したり、執務上の指示をメールでやりとりをするなどは可能であると考えているところ、これから冬に向けて新型コロナウイルスだけではなくインフルエンザの流行も予想され、体調不良の原因がどちらのウイルスであるか分からないという場合も起こり得ますし、再び感染リスクレベルが上がることも予想されますので、在宅勤務を増やさざるを得ない事態にも備えておかなければならないと思っております。質問のお答えにはなっておりませんが、今後の在宅勤務をどうするかというのは裁判所の喫緊の課題でございまして、その点を今回皆様方から御意見をいただきながら、更に検討していきたいと考えております。

- 私の勤務先では、職員のテレワークは1割くらいでした。テレワークをされる方の管理ですが、朝と夕方に、今日はこのようなことをしましたなどのメールを送ってもらうというような形で業務管理をしていました。裁判所の場合は、時期によっては7割の職員が在宅勤務をしていたとお聞きしましたが、どのように管理をされてきたのかという点が1つと、ZoomとかGoogle Meetなどを使っていろいろな関係部署と会議をしたりしたのかという点についてお聞きしたいと思います。
- テレワークの業務管理についてですが、基本的には在宅勤務は、在宅勤務を行うことを上司が命じるという制度ですので、命じるときに勤務内容を決めることとなります。また、朝と夕方の勤務の開始と終了の際には電話やメール等での報告を求め、勤務時間の管理等を行っているところです。次に、会議についてですが、最初のうちは会議を全く行わないという対応をしていましたが、現在は、テレビ会議を使った会議を実施するようにしています。当庁の管内には、6つの支部と6つの独立簡易裁判所があり、一番遠いのは、牛深簡裁ですが、本庁と管内との間でテレビ会議を実施する際には、牛深簡裁の職員には牛深から比較的近い天草支部に来てもらい、本庁とテレビ会議を行うというような形で、テレビ会議を活用してきたところです。また、会議の時間を可能な限り短縮したり、配席を密にならないように工夫するなど、必要な会議はきちんとやるようにしております。
- 私の職場は、裁判所よりも不特定多数の方が出入りされる状況にあります。職員あるいはその家族が、COCOAのアプリなどを参考にPCR検査を受ける、あるいは受ける可能性が高いというような情報が入ると、総合対策本部に集まり、本務そっちのけでどのように対応するかとか、濃厚接触者をどう特定するかというような非常に難しい検討を行い、業務は最低限やるべき業務に絞っています。裁判所ではそのような場合に対応するための全国で統一したマニュアルというものがあるのか、また、実際にC

ＣＯＣＯＡのアプリ経由での濃厚接触者が出たような場合の対応をどのようにされているのかという点をお聞かせください。

- 実際に感染者が出たことはありませんが、濃厚接触の可能性があるとかなそのような情報が入った場合には、対策本部等において、検討しています。ＣＯＣＯＡのアプリの関係で、濃厚接触者があった場合にどのような対策をするかという質問については、現時点では、ＣＯＣＯＡのアプリによる濃厚接触の情報には、接しておりませんが、そのような情報があった場合には、保健所に連絡して、保健所において濃厚接触者を特定することになると思いますし、その前提としては、当該職員の行動範囲の把握や、マスク着用の有無などの情報を収集し、保健所に対し、濃厚接触者の範囲を確定するために必要な情報を十分にお伝えしていくことになると思います。

第5 次回期日

令和3年5月26日（水）午後1時30分～午後3時30分

第6 次回テーマ

「民事裁判手続のIT化について」